

マレーシア外交にみられる公正／正義概念の展開

——基本文書・演説・データの分析からの予備的考察

川端 隆史¹

外務省

問題の所在

国際社会や外交における正義や公正という概念をめぐっては、これまで国際政治学や国際関係論などの分野においてさまざまな議論が行われてきた長い歴史がある。そもそも、正義や公正という概念は、国家、民族、宗教そして非政府組織や個人など、それを唱える主体の数だけ存在すると言っても過言ではない。また、同じ国家であっても、時の政権によってどのように解釈するかが大きく異なることも珍しくない。国際関係論における正義論の展開をまとめた『国際正義の論理』の著者である押村高は、「正義」という主題が議論の主流派から敬遠され、とりわけ現実主義者は、国家関係を司る原則は正義ではなくパワーであると主張しているとする(押村2008:9)。他方、押村は、20世紀以降の国際法や国際政治の発展をかんがみると、現実主義者の認識が国際関係の現実に必ずしも即応しておらず、国際社会では、侵略戦争の違法化、ジェノサイドや人道に対する罪による国家指導者に対する国際法廷での訴追、貿易、金融、環境、テロ対策、人道などさまざまな問題において、不完全ながらも規範の共有が図られ、人間の道義心が向上しつつあり、「正しさ」の問題はグローバル・ガバナンスの領域において重要な課題の1つとなっていると指摘している(押村2008:11-13)。

他方、マレーシア外交に関する先行研究については、紙幅の都合から詳細なレビューは避けるが、鈴木(2005)が包括的な整理を行っている。同論文では、マレーシア外交には①経済・安全保障における実利の追求、②「東アジア国家」、「途上国」または「イスラーム」という国家像の創出という側面があると分析している。マレーシア外交の具体的な政策においては、両

者の特徴が併せて観察できることもあれば、どちらか片方みの場合もみられる。なお、鈴木(2005)以降の研究のうち代表的なものとしては、マラヤ独立から2007年までのマレーシア外交史を俯瞰したJeshurun(2007)や安全保障も含めた外交政策を概観したNathan(2009)などがある。ただし、公正／正義概念という観点からマレーシア外交を捉えた論考は、筆者が知る限り報告されていない。

本稿では、上述の国際社会における正義論の展開とマレーシア外交の先行研究の状況を踏まえて、公的な基本文書・政府指導者の演説・統計などのデータを用いて予備的な考察を行う。

なお、本稿では、マハティール政権期(1981-2003)以降を中心とした分析を行う。その理由は、筆者の専門がマレーシア現代政治を中心とした地域研究であるほか、マハティール政権が約22年の長期政権となり、現代マレーシアの内政・外交に極めて大きな影響を与え、後継のアブドゥラ政権(2003-2009)およびナジブ政権(2009-現在)でも基本路線として継承されているからである。また、本稿で扱う公正／正義概念とは、英語でいうfairとjusticeを中心に扱い、国際社会での公正や正義が実現された理想的な状況としてしばしば言及される平等(equal)についても一部含めて考える。また、外交という性格上、マレー語の資料は英語に比べると少なくなるが、本稿で扱う国会の議論などの文脈では非常に重要な資料があり、そこで見られるマレー語のアディル(adil)についても検討する。

1. 「外交戦略計画(2009-2015)」

にみられる公正／正義概念

1.1 マレーシア外交の基本理念

現代のマレーシア外交の根本的な方針は、アブドゥラ政権下で発表された「外交戦略計画(2009-2015)」(Strategic Plan 2009-2015、以下「戦略計画」という)に集約されており、マレーシア外交を理解する上での

1 本稿の内容は、筆者の所属する外務省の公式見解を反映するものではなく、個人的な研究成果に基づくものであることをあらかじめお断りしておく。

基本文書と位置付けることができる。

「戦略計画」の序文は、国際場裡において、マレーシアは多民族・多宗教からなる成功した開発途上国だと認知され、それがゆえに重要な役割を果たすことができているとの認識を示す(MOFA 2009:1)。また、歴代の首相も、多民族社会のバランスを維持した上で始めて主張する外交が展開できると述べている(Abdullah 2007)(Najib 2009)。こうした言説においては、1969年に発生した民族暴動(いわゆる5・13事件)以降、マレーシア政治最大の課題である多民族間の調和を基礎とした内政の安定という国民統合の課題と外交問題が関係づけられていることが特徴的である。

序文の次の「ビジョン」と題された項では、「積極的な外交政策を通じてマレーシアの国益を保護し、諸国民による平等で正義のある共同体(just and equitable community of nations)のために貢献する」(MOFA 2009:7)という理念を掲げる。そして、本文最初の「外務省および戦略計画の概観(Overview of the Ministry of Foreign Affairs and the Strategic Plan)」の冒頭では以下の通り述べられている。

マレーシアは重要な貿易国として、自らの国益を守り、増進するために、積極的に国際社会に関与する。マレーシアは、幅広い二国間関係およびASEANやその他の国際組織などの地域的なグループへの積極的な参加を通じて、国益を追求することで、国際社会の関心を呼び起こすことができる。こうした国際社会への関わりによって、マレーシアがより平等で正義のある世界(a more just and equitable world)の構築に向けた貢献を行う機会を得ることができる(MOFA 2009:19)。

世界貿易機構(WTO, World Trade Organization)が発表した2009年版国際貿易統計(International Trade Statistics 2009)によれば、マレーシアは、WTOに加盟している171カ国中、輸出で21位、輸入で28位となっており、人口規模が2,700万人に満たないことを考慮すれば、重要な貿易国という自認は妥当である。つまり、マレーシアは、貿易立国としての地位を国際社会で確立させ、経済発展を維持する上で、外交を通じて国際社会における正義を実現し、それが保たれている状態として平等な国際社会を形成する努力が必要であると主張している。

1.2 ASEAN

次に、「ASEANおよび地域的な文脈(ASEAN and the Regional Context)」の項で、マレーシアはASEANの原加盟国の一員として積極的な関与を継続するこ

とが謳われている。この部分では正義という言葉への言及はないが、ASEANの基本文書で正義(justice)がしばしば言及されている。2007年11月にASEAN首脳会議で採択されたASEAN憲章では、第1章第11項と第2章第2項(i)で社会正義(social justice)の促進が述べられている。

ASEANのもう1つの重要文書として、東南アジア友好協力条約(TAC, Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia)がある。2005年から開始された東アジア首脳会議にASEAN域外国が参加するためにはTACへの署名が条件の1つとなっており、ASEAN憲章の採択後も今日的な意義を持つ文書である。この点について佐藤考一は、「[ASEANの:筆者]さまざまの目的・原則について、最も重視され、実態として追求されてきたのは、域内諸国の関係における正義と法の支配を尊重し、域内の平和と安定を促進することと、そのための政治協力を条約化した、締約国の相互尊重、より具体的には紛争の平和的解決と内政不干渉を謳う、TACの精神であった」(佐藤2003:26)²と指摘している。TACにおいても、正義概念がASEANの理念の根幹を成すものとして位置づけられている。

1.3 国際社会

引き続き「基本戦略」は、ASEANの文脈からより広い国際社会全般を念頭においた外交方針について述べている(The Wider International Context)。この項では、「マレーシアは、諸国家が平和、安全、経済発展を追求する機会を享受するため、正義かつ平等な国際システム(a just and equitable international system)が必要であると強く信じ」、国際社会の平和と安全のために国連憲章を遵守するとしている(MOFA 2009:20)。この点は、国連憲章の前文で「われら連合国の人民は、(中略)正義(justice)と条約その他の国際法の法源から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立」すると謳われ、正義概念が言及されていることと合致する。国連を通じたマレーシア外交の具体例は、国連の平和維持活動への貢献について後述(2.3)する。

1.4 9つの方針

以上を総括して、「戦略計画」では、マレーシア外交

2 TACには“The High Contracting Parties : (中略) ANXIOUS to promote regional peace and stability through abiding respect for justice and the rule of law and enhancing regional resilience in their relations”と記載されている。

における9つの方針として、次の通り集約しており、下記④で正義概念への言及がみられる(MOFA 2009:22)。

- ①マレーシアの主権と領域的統一性を維持すること。
- ②内政不干渉を原則とすること。
- ③経験と専門性の共有を通じて開発途上国間の協力を促すこと(後述の2.4「南南協力」を参照)。
- ④正義(justice)かつ平等(equal)な規範に基づく国際システムを確固たるものとするため、国際法規範を尊重し、遵守することを通じた多国間主義を促進すること。
- ⑤ASEAN、国連及びその他の国際機関を通じて二国間の平和と安全を促進すること。
- ⑥各国及び国際共同体との二者間関係を強化する、
- ⑦マレーシアの在外権益を支援し守ること、
- ⑧近代的、効率的かつ英知を集結した外務省を維持すること、
- ⑨外務省の政策に影響を及ぼす関係各方面に適時的かつ効率的に行政サービスを提供すること。

1.5 小括

これまでの分析では、「戦略計画」では正義とそれが実現した結果としての平等という状況にしばしば言及がみられ、マレーシア外交の基本的な価値観としての重要性が強調されていることが明らかになった。それでは、こうした基本方針に基づいて、マレーシア外交がどのような展開をたどったのか。ここからは、具体的な事例として、9・11米国同時多発テロ事件後の米国の対テロ政策をめぐる議論、イスラーム的な価値観を反映した経済政策、国連の平和維持活動、南南協力を分析した上で、ポスト・マハティール期のアブドゥラおよびナジブ政権期における公正／正義概念の扱いを検討する。

2. 個別の事例における公正／正義概念の展開

2.1 9・11米国同時多発テロ事件後の米国の対テロ政策をめぐる議論

9・11事件後、米国によるアフガニスタン空爆及びイラク戦争に対して、ムスリム諸国から強い反発の声が上がった。人口の3分の2近くがムスリムであるマレーシアもその例外ではなく、対応をめぐる国会で活発な議論が行われた。マレーシアの国会では基本的にマレー語で討論されるため、正義概念としてはマレー語のアディル(adil)という言葉がしばしば用いられた。

まず、アフガニスタン空爆については、2001年10月

8日、連邦下院の討論において、マハティール首相がアディルを用いて次のように発言した。

マレーシアは、あらゆる場所における、何人による暴力に対しても反対する。暴力は、イスラーム教徒の専売特許ではない。我々は、他の民族や非ムスリムが暴力に関わったことを目の当たりにしている。ユダヤ教徒、ヒンドゥー教徒、仏教徒、キリスト教徒、無宗教者のいずれであっても暴力を用いたことがある。暴力とイスラームを結びつけることは非常に不公正(amatlah tidak adil)である(国会議事録DR. 8. 10. 2001)。

ここでは、どの宗教にも暴力の問題があるにも関わらず、殊更にイスラームのみを強調するような風潮や言説に対して不公正(tidak adil)であるとの批判がなされている。また、当時の内政では、ライバル政党でイスラーム主義系野党の汎マレーシア・イスラーム党(PAS, Parti Islam Se-Malaysia)は、幹部が安易にジハードという言葉を用いたため、国会の外でも政治的な論争が戦わされた。マハティールが総裁を務めていた最大与党統一マレー国民組織(UMNO, The United Malays National Organisation)はこれを好機と捉え、外交問題を内政問題へと転化させ、PASは「行き過ぎたイスラーム」を主張する政党であるとして批判を展開し、政争にも発展した³。

次に、イラク戦争については、普段は鋭く対立する与野党が一致して国会で非難決議を採択し、アフガン空爆のときよりも一歩踏み込んだ対応がとられた⁴。2003年3月23日、マハティール首相が連邦下院に提出した決議案では、再びアディルへの言及がある。

米国が、国連安保理決議に基づいて大量破壊兵器の廃棄を求めておきながら、最新鋭の武器と大規模な空爆を用いてイラクに対する攻撃を行おうとしていることは、極めて不公正(tidak adil)である。

マレーシア政府は、私たちの意見が米国とその同盟国から好まれないことを承知している。私たちは米国人を憎んでいるのではない。私たちは、米国、英国あるいはその他のどの国とも敵対したくない。しかし、私たちは、不公正(ketidakadilan)と抑圧に対して目をつぶることは出来ない。イラクに対して行われることは、極めて不公正(amat tidak adil)であり、かつ、このことは、食糧と医薬品の不足に12年間苦しんできたイラク国民にさらなる抑圧を加えるになる。イラク政府は確かに残忍(zalim)であったが、これまで12年の間、イラク国民に対して行われてきたこと、そしてこれから行われることは、(イラク政府の行為よりも)更に残忍(lebih zalim lagi)である

3 アフガン空爆を巡る国内の議論は川端(2002)を参照。

4 イラク戦争を巡るマレーシアの外交については中村(2004:339-341)を参照。

(Mahathir 2003)。

マレーシアは、アフガン空爆の際にイスラームの観点を強調したと対照的に、イラク戦争については、米国の主張に矛盾があることを批判し、国連の活動や人権など、国際社会に広く受容されている事項や規範に言及して批判を行った。ここでは、マレーシアの国家像のうち、イスラームという特徴が出されつつも、非ムスリムの議員も多く出席する国会での全面的な支持を取り付けるために、イスラームという特定のアイデンティティだけではなく、より普遍的な価値観に基づいた主張が行われたと解釈できよう。また、詳しく検討する紙幅がないが、本論集で西尾寛治が扱った前植民地期におけるマレー王権をめぐるアディルとその対義語としてのザリムの論理が現代外交においても援用されている点を指摘しておく。こうした歴史的な含意のある対比の論理はマレーシア人にとっても受け入れられやすいのではないかと思われ、興味深い点である。

アフガン空爆およびイラク戦争の2つの事例では、国民の代表の討議の場である連邦下院において、国民を対象に国語であるマレー語のアディル(adil)という言葉が使用され、マレーシア外交の方向性をめぐる内政と外交の関連性が浮かび上がってくる。では、マレーシアの国家像の対外発信と国際社会における実利の追求として展開した側面はどうか。この点について、以下では、英語での公正／正義概念の展開に注目して分析する。

2.2 イスラーム経済政策と国際貿易

マレーシアでは、1970年代から民間でのイスラーム復興が高揚し、政府はこれに呼応してさまざまな政策にイスラームの価値観を反映させる、いわゆるイスラーム促進政策 (Islamisation) を行ってきた。ここでは、外交政策と関連があり、国際市場を前提としたイスラーム経済政策のうち、イスラーム金融とハラール政策について取り上げる⁵。

マレーシアのイスラーム金融は、1982年にイスラーム銀行が設置されたのを皮切りに、イスラーム債(スークク)やイスラーム保険(タカフル)などの分野にも拡大し、急成長を遂げている。2009年にはクアラ Lumpur 証券取引市場でのスーククの取引額が176億米

5 イスラーム金融政策については国際協力銀行・海外投融資情報財団(2007)、ハラール政策については川端(2008)および川端(2009)などを参照。

ドルとなり、世界最大額を記録するなど(Star 2010.1.12)、マレーシアは、もう1つのイスラーム金融の中心地であるバーレーンと並んでイスラーム金融の重要な担い手となっている(国際協力銀行・海外投融資情報財団2007:28)。

ハラール産業については、マハティール政権下で発表された第二次工業化マスタープラン(1996-2005, Second Industrial Master Plan)や第三次国家農業政策大綱(1998-2010, Third National Agricultural Policy)においてハラール食品の振興と輸出強化に言及されるようになった。そして、アブドゥラ政権下ではハラール産業の更なる推進が目指された。まず、第三次工業化マスタープラン(2006-2020)において、食品に限らずに化粧品や医薬品、そしてサービスやロジスティクス、観光などの分野まで幅広くハラール産業の振興を促進し、マレーシアが国際的なハラール産業の研究・開発や貿易の中心となることを目指すハラール・ハブ構想が提唱された。その成果として、例えば、2009年にマレーシア開催されたマレーシア・ハラール国際見本市(Malaysia International Halal Showcase, MIHAS 2009)では、65カ国から述べ約3万4千人が来場し、31カ国の政府・企業がブースを展示し、取引額は3,230億リングにのぼった⁶。こうした事例は、マレーシアがグローバルなハラール市場において存在感を高めつつあることの証左と言えよう。

これらのイスラーム経済政策について、政府の指導者レベルでは、経済政策やビジネスにおける公正と正義の実践に関係づけた主張がみられる。例えば、イスラーム金融についてゼティ中央銀行総裁は2009年3月に次のように述べた。

イスラーム金融は成功しつつあるが、現在のグローバルな経済危機は、我々により高いレベルでの回復をもたらすための努力を要求している。これは、社会に利益をもたらす正義や公正(justice and fairness)というイスラーム金融の価値観を受け入れるプロセスでもある。単なる経済成長やマネタリー・パフォーマンスを追求することを超えて市場倫理を強調することが、イスラーム金融にとって重要なことである。無論、こうした考え方はイスラーム法の諸原則に合致する(Zeti 2009)。

また、2006年5月、当時のアブドゥラ首相は、ハラールの概念について以下のような解釈を披露している。

ハラールの概念は、グローバルな市場においてこれまでよりも更に訴求力があり、かつ適合するように拡大して

6 データについては、<http://www.halal.com.my>のMIHAS2009を参照(最終アクセス2009年12月5日)。

いかなければならない。ハラールとは、人生のあらゆる観点において善、健康、安全、上質であることを意味する。また、ハラールは、正義と公正なビジネス(just and fair business)、生物や環境への配慮も意味する。ハラールは、社会正義と福祉(social justice and welfare)、窮者と弱者の保護をも包括している。したがって、ハラールは、すべての人びと、文化、そして宗教によって敬意が払われる価値観を示しているのである(Abdullah 2006)。

すなわち、これらの演説では、イスラームの価値観が宗教や民族を超えた普遍性を備えており、グローバル市場へ適合しており、それを支える概念が公正や正義であると述べられている。そして、上記で具体的な数値データで示したように、イスラーム経済政策は、イスラームという国家像の創出というマレーシア外交の一側面だけではなく、グローバル市場への進出と成功を通じての経済的な実利追求というもう1つの特徴も有している。

2.3 国連の平和維持活動 (PKO, Peace Keeping Operation)

マレーシアは、1960年のコンゴPKO以来、今日までPKOに積極的に関与している国の1つとして知られている。山本光はPKOについて、公平性(impartiality)や国連の諸原則およびそれに基づいているマンデートの諸目的に忠実であるべきであり、「フェア」すなわち公正な形で国連によってオーソライズされたマンデートを偏りなく実行することが課題であると指摘している(山本2009:54-55)。また、国連憲章では正義概念の重要性が強調されており、その理念に基づいて活動しているPKOにマレーシア政府が貢献していることは、外交における公正／正義概念の展開の事例と言えるであろう。

マレーシアのPKOに対する積極的な貢献はデータによっても裏付けることができる。2009年11月時点、マレーシアは、展開中の19ミッションのうち8ミッションに人員を派遣している⁷。派遣中の要員の総数は1,083人で、115カ国のうち22位となっている⁸。人口

規模、GDPなどの基本データを勘案すれば、1,347人を派遣して20位のブラジルや1,085人を派遣して21位のスペインと比較した場合、マレーシアのPKOへの貢献は特筆すべきものと評価できるであろう⁹。また、マレーシア政府はこれまでの豊富なPKO派遣の経験を活かし、1996年、PKO訓練センターを国内に開所し、要員訓練でも重要な役割を担うことを目指している¹⁰。訓練のためのスキームにはマレーシア技術協力プログラムが利用されることが多く、次に述べる南南協力としての側面もある。

2.4 南南協力

南南協力は、1964年の第1回国連貿易開発会議においてGroup 77が発足した頃から、国際社会で重要テーマの1つとして議論されるようになった。その目的は、「北」と「南」の間で経済発展の不平等を是正して途上国の先進国への依存を減らすことにある(Ahmad Faiz 2005:2)。マレーシアは、南南協力を積極的な国の1つとして公的な援助機関で広く知られている。

南南協力をめぐる議論において公正／正義概念への直接的な言及は少ないが、本稿の冒頭で述べたように、公正／正義概念が実現された状態である平等(equal)という概念がしばしば言及されている。したがって、南南協力はマレーシア外交における公正／正義概念の具体的展開として捉えることができよう。

南南協力に関して、マレーシアは第6次マレーシア計画書(1991-1995, 6th Malaysian Plan)において、「第三世界諸国との貿易、技術開発、投資の促進を目指す」としている。最近の外交文書では、本稿で取り上げた「戦略計画」の9の外交方針のうち第3番目に同様の内容が言及されている(上述1.4参照)。

鳥居高は、マレーシアの文脈における南南協力とは、マレーシアと発展途上国の間で第一に貿易・投資関係の強化、第二に民営化政策やインフラ開発における経済協力関係の促進が大きな柱とされたとしている(鳥居2001:75)。その上で、1990年代の民間投資

7 Contributions to United Nations Peacekeeping Operation (November, 2009)を参照。

8 Ranking of Military and Police Contributions to UN Operations (November 2009)を参照。この資料で扱われている統計には、政治・平和構築ミッションも含まれている。上位25カ国の内訳は次の通り。1位パキスタン10,746人、2位バングラデシュ10,481人、3位インド8,759人、4位ナイジェリア5,865人、5位エジプト4,977人、6位ネパール4,335人、7位ヨルダン3,797人、8位ルワンダ3,669人、9位ガーナ3,327人、10位ウルグアイ2,517人、11位エチオピア2,469人、12位イタリア2,287人、13位中国2,143人、14位南アフリカ2,124人、15位セネガル2,009人、16位フランス1,791人、17位インドネシア1,662人、18位モロッコ1,562人、

19位ベニン1,368人、20位ブラジル1,347人、21位スペイン1,085人、22位マレーシア1,083人、23位フィリピン1,056人、24位スリランカ1,045人、25位ケニア882人。

9 マレーシア：人口約2,600万人、GDP3,852億米ドル、軍事予算GDP比2.03%。ブラジル：人口約1億990万人、GDP1兆9980億ドル、軍事予算GDP比2.6%。スペイン：人口約4,050万人、GDP1兆4,020億米ドル、軍事予算GDP比1.2%。比較の便宜のため、数値はCIA The World Fact Bookを参照した(2010年1月14日アクセス)。

10 PKO訓練センターについては、<http://maf.mod.gov.my/plpm/index.html>を参照した(2009年1月13日アクセス)。

を中心とした広義の南南協力に関するデータを整理し、中南米、アフリカ、東欧諸国といった、以前はマレーシアとの貿易関係が希薄であった地域への投資が増加したことなどについて論証している。

筆者は、この議論に加えて、Ahmad Faiz(2005)など一部の先行研究を除いて言及される事が少なかったマレーシア政府による公的援助である狭義の南南協力について触れておきたい。政府援助による南南協力に関する確立した定義はない。例えば、我が国の政府開発援助(ODA, Official Development Aid)の実施機関である独立行政法人国際協力機構(JICA, Japan International Cooperation Agency)は、「途上国(援助卒業国も含む)が相互の連携を深めながら技術協力や経済協力を行いつつ、自発発展に向けて行く相互の協力」としている(JICA 2005:1)。

マレーシアは、南南協力の中核としてマレーシア技術協力プログラム(MTCP, Malaysian Technological Cooperation Programme)を実施している。MTCPは、1980年に開始され、これまでに述べ140カ国から2万人が参加し、農業での技術研修、公務員研修、PKO要員訓練、テロ対策に至るまで多岐にわたる分野で実施されてきた¹¹。そして、MTCP開始から30年の節目に当たる2010年1月、MTCPを所掌する官庁が首相府経済企画院(EPU, Economic Planning Unit)から外務省に移管されたことは、開発や経済発展という観点にとどまらず、マレーシア外交のツールとして積極的に利用する意図の現れとみられる。

2.5 アブドゥラおよびナジブ政権期の外交における公正／正義概念

本稿で取り上げる最後の具体的事例として、アブドゥラおよびナジブ政権期の外交政策における公正／正義概念の展開について若干の検討を加えておく。基本的な外交方針はマハティール政権期から大きな変化はないが、米国など特定の国を名指しして批判する場面は非常に少なくなり、多国間協調がこれまで以上に重視される傾向が看取される。

アブドゥラ政権下では、2008年の総選挙で与党が連邦下院の議席を大幅に減らし、「歴史的な大敗」と言われる中でアブドゥラが2009年に退陣を余儀なくされたものの、外交という観点からは「戦略計画」を取りまと

めて公表した意義は大きい。「戦略計画」については既に論じたため、ここではアブドゥラ政権期の外交政策の特徴がよく現れている2007年度在外公館長会議での演説(Abdullah 2007)に注目したい。この演説においては、マレーシア外交における基本原則として、「すべての国の主権と領土の一体性の尊重」が確認され、「国際規範に則った公正さ(fairness)と正義(justice)を遵守する」ことが言明されている。そして、マレーシア外交は、第一に2020年までに先進国入りすること、第二に正義のある(just)かつ平等(equitable)な国際秩序を求める活動をこれまで以上に行う上で信頼性を維持することという2つの目的を掲げた上で、次のように述べている。

マレーシアは、より平等な(equitable)国際経済及び政治秩序を求めていくなかで、国際社会において、恐れずに不正義の撲滅(elimination of injustices)を訴えかけていかなければならない。マレーシアは、国家間の不公正(unfairness)の除去を、最前線で声高に訴えかけていくことを継続しなければならない。マレーシアは、国際的な問題の解決方法としてのユニラテラリズムを拒否し続けていかなければならない(Abdullah 2007)。

この演説では、アブドゥラ首相が公正／正義概念を正面から取り上げて、平等な国際秩序の実現のために公正／正義の規範に基づいた行動の必要性を訴えている。

ナジブ政権は2009年4月に発足したばかりであり、外交政策についての拙速な分析は避けるべきであるが、2009年度の在外公館長会議における演説(Najib 2009)でナジブ首相が自らの国際情勢認識やマレーシア外交のあり方について述べていることを紹介しておく。

グローバリゼーションは、殆どの国と人びとにとって良い時間だったのか、それとも、そうではなかったのか。マレーシアは、長年、我々の開発目標について、知的かつ注意深い決定を行ってきた。それによって、現在、世界のいたるところで発生している経済危機に起因する損失を軽減している。しかし、我々も苦しみ、国民の多くが日々の生活費の工面や家族の将来に不安を感じている。

同様に、マレーシアから遠く離れた国々が戦争の最中にあるとき、または、その国家が自国民や周辺国の国民に不正義(injustice)を行っているとき、国境を越えて悪影響を及ぼす。こうした相互連関性は、経済安全保障や人間の安全保障だけでなく、天然資源の分配においても同様である。

私が以前に述べたように、我々は、相互依存の世界に生きているということを認識しなければならない。無論、マレーシアがすべての国の政策や行動に賛成できるわけではない。ある国が他国を脅かし、テロリストを匿い、自

11 Ministry of Foreign Affairs Malaysia, "Press Release: Malaysia Technological Cooperation Programme" at http://www.kln.gov.my/?m_id=26&vid=1155 (2010年1月5日アクセス)。

国民に対して不正義 (injustice) を以て行動するときには転機が訪れよう。地域内で、そして地域を超えて我々と同様の考え方を持つ諸国家と共に行動することは、私たちの国家マレーシアおよび国際全体の利益となる。孤立主義やユニラテラリズム的な行動よりも、関与と協力を伴う我々と同様の諸国民による方針、政策、そして行動は、マレーシアの国民および国家に最高の利益をもたらすであろう。

この演説でナジブは、グローバリゼーションの下での相互依存を背景に、ある国での不正義が国境を越えてマレーシアやその他の国に悪影響を及ぼしうるとの懸念を表明し、これに対して、ユニラテラリズムを否定し、同じ方針を共有する諸国家と協働して対処すべきと発言している。これは、外交方針の中核の1つとして、多国間主義的なアプローチで国際社会における公正と正義を維持すべきものと主張していると解釈できよう。

結びにかえて

以上、本稿では、マレーシア外交にみられる公正／正義概念の展開について、具体的事例を交えながら、公的な基本文書、政府指導者の演説、国連や貿易統計などのデータを用いて内容を整理して予備的な分析を行った。最後に、国際社会でマレーシアがおかれた立場と公正／正義概念の関係について検討し、今後の本格的な論考のための足掛かりとして結びにかえたい。

マレーシア外務省は、自らの立場を「小国」であり、国際社会における「重要な貿易国」と位置付けている¹²。「小国」とは、経済学的には、「市場価格や工業技術水準などの国際経済環境に対して能動的に影響を与えることの出来ない経済主体」と定義される (石戸 2006:179:207)。したがって、「小国」マレーシアにとって、国際秩序の形成に参加する手段は、国際機関など多国間外交の枠組みを積極的に活用することが極めて重要となる。

マレーシアは、国際社会における公正／正義の均衡が崩れ、自国に不利な形で国際関係の力学が働く局面になると国際秩序が不平等な状況となることに警鐘を鳴らす。そして、マレーシアは、その不平等さに潜む問題を指摘し、平等性を回復するための根拠として公正／正義という概念を援用する。これは、単なる教

条的な外交方針の表明にとどまるのではなく、イスラーム経済政策、PKOおよび南南協力のような具体的な政策の実施や実利の追求を伴うものである。これは、「小国」マレーシアが、国際社会のなかで国の規模以上に影響力を持ち、存在感を示すためのプラグマティックな戦略だと言えるだろう。例えば、9・11米国内同時多発テロ事件の時期の外交はユニークな展開を見せた。当時の論調では、イスラーム世界対欧米といった単純化した図式で捉えられる傾向があった。しかし、マハティール自身が言ったように、マレーシア政府は反米が故にアフガン空爆に反対したわけではなかった。実際、マハティールは、2002年5月、8年ぶりに米国を公式訪問してブッシュ大統領と会談し、「国際テロ対策協力宣言」に調印している。翌2003年には外務省に東南アジア地域テロ対策センター (SEARCCT, Southeast Asia Regional Centre for Counter-terrorism) を開所し、東南アジア地域のテロ対策のキャパシティ・ビルディングを担うことを表明した。その結果、例えば SEARCCT などに対して、外国ドナーから実際に支援を引き出すことに成功している。すなわち、マレーシア外交は、テロ対策というセンシティブな文脈においても、主張するイスラム国家という国家像を強調しつつも、反欧米という単純な主張に陥らず、実務的な外交を展開していったのである¹³。

このように、マレーシア政府は、外交を通じて「東アジア」、「イスラーム」そして「途上国」という国家像が国際社会に認識されるようになり、かつ、イスラーム経済政策のような実利的な成果を示すことで、政府・与党の正当性を高め、国民統合の観点からも国家アイデンティティを強化することを意図した。ただし、2008年総選挙で与党連合の勢力が大きく減退したことは、国民統合の行方に影響を与える可能性がある。これをうけて、従来の外交政策上の3つの国家像の創出とその表裏にある外交を自通じた実利の追

13 マレーシアは、米国と安全保障および貿易で密接かつ実務的な関係を形成している。例えば、Martin (2008) によれば、年間15～20籍の米国軍艦がマレーシアに寄港、F-18/D戦闘機を含む装備の購入、軍事訓練への共同参加などが行われている。貿易に関しては、輸出先は1位シンガポール (977億リンギ、14.7%)、2位米国 (804億リンギ、12.1%)、3位日本 (632億リンギ、10.8%)、輸入先が1位中国 (668億リンギ、12.8%)、2位日本 (651億リンギ、12.5%)、3位シンガポール (573億リンギ、11.0%)、4位米国 (564億リンギ、10.8%) となっており、マレーシアにとって米国は重要なパートナーである (統計出典: マレーシア貿易開発公社ホームページ “Malaysia’s Top 10 Trade Statistics for the Year 20”, http://www.matrade.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.article.Article_7eb409d6-7f000010-2f882f88-55c45bc0, 2010年1月14日アクセス)。

12 マレーシア外務省ホームページ “An Overview of Malaysia’s Foreign Policy” at http://www.kln.gov.my/?m_id=2 (2010年1月5日アクセス)。

求のあり方にも影響があるかどうか、注意深く観察する必要があるだろう。

以上、本稿では、マレーシア外交にみられる公正／正義概念が単なるスローガンのものではなく、具体的な外交政策の実施を支える重要な理念として存在し、国民統合の問題との関係があることを指摘した。国際正義をめぐる議論という観点からも意義を見いだすことができたと思われる。筆者としては、今回の予備的考察を踏まえて、今後の機会により深い分析を行いたいと考えている。

参考文献

政府・国際機関関係文献

1 連邦下院議事録

Penyata Rasmi Parlimen Dewan Rakyat pada 8 h.b. Oktober 2001. (DR.8.10.2001)

2 国連文書

Contributions to United Nations Peacekeeping Operation. (November, 2009)

Ranking of Military and Police Contributions to UN Operations. (November, 2009)

3 演説

Abdullah Ahmad Badawi. 2005. Speech at *The World Halal Forum Gala Dinner*, at Mutiara Crown Plaza Hotel, Kuala Lumpur.

-----, 2007. *Speech at the Conference of Heads of Malaysian Missions: An Independent and Pragmatic, Yet Principled Foreign Policy*, at Istana Hotel, Kuala Lumpur, 2 April, 2007.

Mahathir Mohamad. 2003. *Pembentangan Usul Membantah Tindakan Ketenteraan Secara Unilateral oleh Amerika Syarikat dan Sekutunya ke atas Republik Iraq*, at Dewan Rakyat, Kuala Lumpur.

Mohd Najib Abdul Razak. 2009. *Keynote Address at the 7th Heads of Mission Conference - Malaysian Foreign Policy: Future Direction for 2009-2015* at Putrajaya.

Zeti Akhbar Aziz. 2009. *Governor's Address at the Launch of Public Islamic Bank Berhad*, at Mandarin Oriental Hotel, Kuala Lumpur, 3 March 2009.

刊行文献

Ahmad Faiz Abdul Hamid. 2005. *Malaysia and South-South Cooperation during Mahathir's Era: Determining Factors and Implications*, Subang Jaya: Pelanduk Publications.

Jeshurun, Chandran. 2007. *Malaysia Fifty Years of Diplomacy, 1957-2007*, Petaling Jaya: The Other Press.

Martin, Michael. 2008. *U.S.-Malaysia Relations: Implications of the 2008 Elections*, Washington: Congressional Research Service. (<http://wikileaks.org/wiki/CRS-RL33878>, 2009年7月15日ダウンロード)

Ministry of Foreign Affairs (MOFA). 2009. *Strategic Plan, 2009-2015*, Putrajaya: Ministry of Foreign Affairs.

Nathan K.S. 2009. "Malaysian Foreign Policy: Evolution of Strategic Interests in a Changing Domestic, Regional and Global Context" in Abdul Razak Baginda (ed.). *Malaysia's Defense & Security Since 1957*, Kuala Lumpur: Malaysian Strategic Centre, pp. 59-92.

石戸光 2006 『『小国』マレーシアと国際環境への対応』鳥居高編『マハティール政権下のマレーシア——イスラーム先進国をめざした22年』アジア経済研究所, pp.179-224.

押村高 2008 『国際正義の論理』講談社現代新書。

川端隆史 2002 「米国同時多発テロとマレーシア：国際問題から国内政争へと転化したPASの言説——地方政党から全国政党への展開とその課題」『JAMS News』第22号、日本マレーシア研究会, pp.18-23。

——— 2008 「グローバル・ハラール・マーケットへの挑戦：マレーシアにおけるイスラームの政治経済学」第79回東南アジア学会研究大会パネル2「イスラームとマーケット」提出フルペーパー、大阪大学吹田キャンパス。

——— 2009 「ハラール・ハブへの挑戦：ニッチ産業にかける生き残り戦略」(知識探訪第8回)『The Daily NNA マレーシア版』, 2009年6月18日付、通巻4065号。

国際協力機構 2005 『課題別指針(南南協力)』独立行政法人国際協力機構 (2009年12月22日、同機構ウェブサイトからダウンロード)。

国際協力銀行・海外投融資情報財団 2007 『イスラーム金融の概要』<http://www.joi.or.jp/Houkokusho/IslamicFinance.pdf>。

佐藤考一 2003 『ASEANレジーム——ASEANにおける会議外交の発展と課題』勁草書房。

鈴木早苗 2005 「マハティール政権期における外交

の二側面：既存研究を中心に」鳥居高編『マハティール政権の22年——文献レビューと基礎資料』アジア経済研究所、pp.255-296。

鳥居高 2001 「マハティールの開発戦略と ASEAN」山影進編『転換期の ASEAN——新たな課題への挑戦』日本国際問題研究所、pp.53-92。

中村正志 2004 「2003年のマレーシア：22年ぶりの首相交代」『アジア動向年報2004』アジア経済研究所、pp.327-354。

山下光 2009 「平和維持活動の変化と課題：PKOドクトリンの観点から」『海外事情』、pp.53-67。